

厚生労働大臣
坂口 力 殿

平成 15 年 5 月 3 0 日
総合規制改革会議
議長 宮内義彦

資料等提出依頼

5月13日に開催された第7回総合規制改革会議アクションプラン実行ワーキンググループにおいて、当会議の委員、専門委員から貴省に対し依頼致しました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限：6月3日（火） 17：00

原則として、提出された資料等については、ホームページ等において公開させて頂きます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についても御回答願います。また、期限までに提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させて頂きます。

記

1. 貴省より、3月19日付けでご提出いただいた、資料提出依頼への回答にある特例販売業の数（現在、9,947）に関して、医薬品の販売をしている特例販売業の数、医療材料、医療機器などの販売をしている（医薬品を取り扱わない）特例販売業の数について、内訳をご教示頂きたい。
また、東京都、東京都の各市区町村毎の内訳についても、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。
2. また、上の1.について、それぞれの内訳毎に、1店あたりの取り扱っている品目数（平均値）についても、ご教示頂きたい。

以 上

なお、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼など有り得ることをお含みおき下さい。

【参考】総合規制改革会議令（平成13年3月30日政令第87号）(抜粋)

第5条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。